



宜野湾市告示第 144 号

宜野湾市公募型指名競争入札実施（試行）要領を次のように定める。

令和 2 年 10 月 20 日

宜野湾市長 松川 正則



宜野湾市公募型指名競争入札実施（試行）要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ入札参加を希望する者を募り、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施する場合の手続きについて、宜野湾市財務規則（昭和 57 年宜野湾市規則第 8 号）及び宜野湾市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程（昭和 53 年宜野湾市訓令第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（対象工事等）

第 2 条 公募型指名競争入札の実施対象事業は、市長が公募型指名競争入札に付することが適当と認めたものとする。

（公告及び周知）

第 3 条 公募型指名競争入札により入札を行うときは、公募内容を公告及び市ホームページに掲載し周知するものとする。

2 公募内容は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 入札に付す事項（工事名、工事場所、工期、概算額、工事の概要等）
- （2） 入札参加希望者の要件
- （3） 入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）等の提出期限、場所
- （4） 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧方法等
- （5） 契約条件等（入札・契約保証金、前払・部分払の有無）
- （6） その他市長が必要と認めるもの

（入札参加希望者の要件）

第 4 条 入札参加希望者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 指定業種が、指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2） 入札執行日までの間に、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 60 年宜野湾市訓令第 9 号。以下「規程」という。）による指名の停止を受けていないこと。
- （3） 建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合にあつては、前 2 号のほか、宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱（試行）要領（令和 2 年宜野湾市告示第 145 号）を満たして

いること。

- (4) 事業担当課が定めた要件を満たしていること。(指定業種、格付等級、技術者資格要件、工事实績等)

(入札の参加申請)

第5条 入札参加希望者は、参加申請書に次に掲げる事項の書類を添えて、指定する日までに提出しなければならない。

(1) 類似工事等実績調書

(2) 配置予定技術者調書

(3) 共同企業体の場合においては、前2号の書類を構成員ごとに添付するほか、次の書類を提出しなければならない。

ア 共同企業体結成届出書

イ 共同企業体協定書

ウ 誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 工事等の内容によっては、必要に応じて前項各号の書類を省略できるものとする。

3 参加申請書の提出期限の設定は、設計図書等の閲覧を開始する日の翌日から起算しておおむね7日間とする。ただし、宜野湾市の休日を定める条例(平成3年宜野湾市条例第16号)第1条に定める日を除く。

4 前項の規定による申請があったときは、受付簿により受付を行う。

(適格審査及び結果通知)

第6条 事業担当課は、前条第1項の参加申請書を受理したときは、その適格性を審査し、審査結果を踏まえ、適格審査結果通知にて申請者へ通知するものとする。

(入札参加者の指名)

第7条 事業担当課長は、前条の審査結果を踏まえ、指名競争入札参加者を選定し、指名にあたっては、規程第3条に定める審査委員会の審査に付さなければならない。

(入札の無効)

第8条 入札参加希望者の要件に該当しない者、虚偽の申請を行った者及び競争入札参加者心得において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。